

旭商会：許可取得状況一覧表

産業廃棄物収集運搬業・産業廃棄物処分業許可

令和6年3月11日 現在

許可を受けた 都道府県 政令市名	許可年月日	許可番号	業の区分	優良産廃処理 業者認定制度 取得年月日	許可有効期限
相模原市 (H22.4 政令市)	令和2年12月1日	第09810002378号	産廃・収集運搬	R2.12.1	令和9年11月30日
	令和4年10月25日	第09860002378号	特管・収集運搬	R4.10.25	令和11年10月24日
	令和2年12月1日	第09820002378号	産廃・処分	R2.12.1	令和9年11月30日
	令和4年10月25日	第09870002378号	特管・処分	R4.10.25	令和11年10月24日
神奈川県	令和3年1月13日	第01402002378号	産廃・収集運搬	R3.1.13	令和9年11月30日
	令和4年11月22日	第01452002378号	特管・収集運搬	R4.11.22	令和11年10月24日
東京都	平成30年5月1日	第1300002378号	産廃・収集運搬	H30.5.1	令和7年4月30日
	令和4年9月3日	第1350002378号	特管・収集運搬	R4.9.3	令和11年9月2日
			【東京都優良性基準適合認定：産廃エキスパート+専門性 R6.4.1~R9.3.31】更新認定		
埼玉県	令和6年2月20日	第01102002378号	産廃・収集運搬	R6.2.20	令和13年2月19日
	令和4年9月22日	第01152002378号	特管・収集運搬	R4.9.22	令和11年8月29日
千葉県	平成31年2月20日	第01200002378号	産廃・収集運搬	H31.2.20	令和7年12月10日
	令和4年12月23日	第01250002378号	特管・収集運搬	R4.12.23	令和11年11月21日
福島県	令和5年11月2日	第00707002378号	産廃・収集運搬	R5.11.2	令和12年10月31日
	平成30年9月27日	第00757002378号	特管・収集運搬	H30.9.27	令和7年8月31日
茨城県	令和4年6月17日	第00801002378号	産廃・収集運搬	R4.6.17	令和11年3月30日
	令和5年10月4日	第00851002378号	特管・収集運搬	R5.10.4	令和12年6月24日
群馬県	令和5年12月12日	第01000002378号	産廃・収集運搬	R5.12.12	令和12年12月11日
	平成30年3月8日	第01050002378号	特管・収集運搬	H30.3.8	令和7年3月7日
栃木県	令和5年8月21日	第00900002378号	産廃・収集運搬	R5.8.21	令和12年8月20日
	令和5年6月25日	第00950002378号	特管・収集運搬	R5.6.25	令和12年6月24日
山梨県	平成30年10月27日	第01900002378号	産廃・収集運搬	H30.12.5	令和7年10月26日
	令和4年8月19日	第01950002378号	特管・収集運搬	R4.9.27	令和11年8月18日
静岡県	平成30年10月10日	第02201002378号	産廃・収集運搬	H30.10.30	令和7年10月9日
	令和5年3月11日	第02251002378号	特管・収集運搬	R5.3.11	令和12年3月10日
愛知県	令和3年8月18日	第02300002378号	産廃・収集運搬	R3.8.18	令和10年7月20日
三重県	令和6年3月2日	第02400002378号	産廃・収集運搬	R6.3.2	令和13年3月1日
	令和5年2月1日	第02450002378号	特管・収集運搬	R5.2.1	令和11年12月21日
岐阜県	令和3年7月9日	第02100002378号	産廃・収集運搬	R3.7.9	令和10年7月4日
	令和3年7月9日	第02150002378号	特管・収集運搬	R3.7.9	令和10年7月4日
宮城県	令和5年8月10日	第0400002378号	産廃・収集運搬	R5.8.10	令和12年8月9日
大阪府	令和2年3月20日	第02700002378号	産廃・収集運搬	R2.3.16	令和9年3月19日
兵庫県	令和2年3月18日	第02805002378号	産廃・収集運搬	R2.3.18	令和9年3月17日

一般廃棄物収集運搬業許可

相模原市	令和5年7月4日	相許可第A0089号	一般廃棄物 収集運搬業	一般廃棄物 (ごみ)	令和7年7月3日
------	----------	------------	----------------	---------------	----------

廃棄物再生事業者登録

神奈川県	平成8年11月26日	ASP：第G00077号	金属くず、廃プラスチック類、汚泥の再生	令和9年4月30日
	平成18年10月26日	第1AEP：第G00242号	金属くず、廃プラスチック類の再生	令和9年4月30日

※ASP=ソリューション・プラザ 第1AEP=第1エコ・プラザ の略

産業廃棄物処分量・収集運搬業～各自治体許可品目一覧表

2024/3/11現在

	積替・保管	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	①※ ②※ ③※ ④※	① ② ③ ④	紙くず ① ② ③ ④	木くず ① ② ④	繊維くず ① ② ③ ④	動植物性残さ ①	ゴムくず ① ② ④	①※ ②※ ④※	①※ ②※ ④※	① ②	① ② ④	がれき類 ② ④ ①※	ばいじん				有効期限
相模原市			●	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				9.11.30
(処分量)			乾燥・焼却	焼却			①焼却 ②破碎 ③圧縮 ④選別																
相模原市	なし	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				9.11.30
(収集運搬業)	あり	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
神奈川県	なし	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				9.11.30
東京都	なし	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				7.4.30
埼玉県	なし	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				13.2.19
千葉県	なし	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				7.12.10
福島県	なし	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				12.10.31
茨城県	なし	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				11.3.30
群馬県	なし	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				12.12.11
栃木県	なし	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				12.8.20
山梨県	なし	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				7.10.26
静岡県	なし	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				7.10.9
愛知県	なし	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				10.7.20
三重県	なし	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				13.3.1
岐阜県	なし	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				10.7.4
宮城県	なし	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				12.8.9
大阪府	なし	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				9.3.19
兵庫県	なし	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				9.3.17

(※) 当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物を含む。
 (※) 水銀使用製品産業廃棄物については随時追加



様式第九号の二(第十条の六関係)

令和6年7月4日 相模原市指令(産指)第13号

許可番号 第 09820002378 号

産業廃棄物処分業許可証

住所 神奈川県相模原市中央区宮下本町三丁目28番14号

氏名 株式会社旭商会

代表取締役 津部 大輔

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

相模原市長 本村 賢太郎



許可の年月日 令和2年12月1日
(初回許可年月日 昭和47年12月18日)
許可の有効年月日 令和9年11月30日

1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分 裏面のとおり
- (2) 産業廃棄物の種類 裏面のとおり

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面及び附録のとおり

3. 許可の条件

生活環境保全上必要な措置
環境保全対策は、申請書の記載に基づき適切に行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

- 令和2年12月1日 許可更新
- 令和3年7月15日 変更届(代表者)
- 令和3年9月1日 変更届(第1エコ・プラザ(分離)及び第2エコ・プラザの廃止)
- 令和4年6月13日 変更届(敷地面積、保管場所、保管面積)
- 令和5年2月22日 変更届(敷地面積)
- 令和5年12月21日 変更届(敷地面積)
- 令和6年5月16日 変更届(破砕施設、処理能力、保管施設)
- 令和6年7月3日 変更届(代表者)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 なし

(日本産業規格 A列4番)



1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処分(焼却、乾燥、破砕、圧縮、選別)

(2) 産業廃棄物の種類

ア ソリューション・プラザ

(ア) 乾燥に係るもの 汚泥

(イ) 焼却に係るもの 汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず

(ウ) 破砕に係るもの 廃プラスチック類

イ 第1エコ・プラザ

(ア) 破砕に係るもの 紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃プラスチック類

(イ) 圧縮に係るもの 紙くず、繊維くず、廃プラスチック類

(ウ) 選別に係るもの 紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃プラスチック類

(注1) 取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。

(注2) 石棉含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を処分できない。

2. 事業の用に供するすべての施設

中間処分を行う場所及び施設の規模等は、次に限る。

(1) 中間処分を行う場所及び中間処分に係る保管場所

ア ソリューション・プラザ 相模原市緑区下丸沢2096番1外11筆(8062.64㎡)

イ 第1エコ・プラザ 相模原市緑区橋本台二丁目2181番1外2筆(3417.23㎡)

(2) 中間処理施設

ア ソリューション・プラザ

(ア) 焼却 処理能力 5.7 t/日(17時間)

(イ) 乾燥

a 下水及び道路排水関係汚泥の場合 処理能力 80 t/日(17時間)

b メッキ汚泥及び酸又はアルカリによる表面処理汚泥の場合 処理能力 27 t/日(17時間)

(ウ) 破砕 処理能力 4.8 t/日(8時間)

イ 第1エコ・プラザ

(ア) 破砕施設 2基

a 廃プラスチック類 処理能力 74.2 t/日(13時間)

紙くず 処理能力 82.2 t/日(13時間)

木くず 処理能力 87.2 t/日(13時間)

繊維くず 処理能力 41.3 t/日(13時間)

ゴムくず 処理能力 120.3 t/日(13時間)

b 廃プラスチック類 処理能力 52.6 t/日(13時間)

紙くず 処理能力 45.1 t/日(13時間)

木くず 処理能力 82.8 t/日(13時間)

繊維くず 処理能力 52.6 t/日(13時間)

別紙

ゴムくず	処理能力	104.3 t/日 (13時間)
金属くず	処理能力	118.0 t/日 (13時間)
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	処理能力	200.7 t/日 (13時間)
がれき類	処理能力	148.4 t/日 (13時間)
(イ) 圧縮施設		
廃プラスチック類	処理能力	59.2 t/日 (13時間)
紙くず	処理能力	90.6 t/日 (13時間)
繊維くず	処理能力	71.1 t/日 (13時間)
(ウ) 選別施設		
	処理能力	58.5 t/日 (13時間)

(3) 保管施設

ア リューション・プラザ

[ア] 廃プラスチック類保管施設

a 処理前焼却物置場 (容器保管カゴ51台)	保管面積	72.3 m ²	最大保管量	81.6 m ³
b 処理前焼却物置場 (ドラム缶225本)	保管面積	45.0 m ²	最大保管量	45.0 m ³
c 処理前廃プラスチック類置場 (アームロールコンテナ12台又はフレコンバック)	保管面積	170.5 m ²	最大保管量	84.0 m ³
d 処理前廃プラスチック類置場 (容器保管72個)	保管面積	30.0 m ²	最大保管量	72.0 m ³
e 処理前廃プラスチック類置場 (容器保管)	保管面積	87.0 m ²	最大保管量	174.0 m ³
f 処理後廃プラスチック類置場	保管面積	63.0 m ²	最大保管量	138.5 m ³
g 処理後廃プラスチック類置場	保管面積	12.9 m ²	最大保管量	29.6 m ³
h 処理後廃プラスチック類置場 (容器保管180個)	保管面積	96.1 m ²	最大保管量	180.0 m ³

(イ) 汚泥保管施設

a 処理前清掃関係汚泥置場	保管面積	40.0 m ²	最大保管量	40.0 m ³
b 処理前高含水汚泥タンク (タンク保管)	保管面積	63.0 m ²	最大保管量	72.0 m ³
c 処理前汚泥置場	保管面積	69.2 m ²	最大保管量	148.8 m ³
d 処理前汚泥ピット	保管面積	14.0 m ²	最大保管量	21.0 m ³
e 処理前泥状物ピット	保管面積	14.5 m ²	最大保管量	21.6 m ³
f 処理前汚泥置場 (容器保管90個)	保管面積	49.5 m ²	最大保管量	90.0 m ³

(ウ) 処理前廃油置場 (タンク2基及びドラム缶保管)

保管面積	43.9 m ²	最大保管量	21.2 m ³
------	---------------------	-------	---------------------

(エ) 処理後燃え殻・ばいじん・汚泥置場 (容器保管54個)

保管面積	20.4 m ²	最大保管量	54.0 m ³
------	---------------------	-------	---------------------

(オ) 処理後汚泥置場

保管面積	41.9 m ²	最大保管量	113.7 m ³
------	---------------------	-------	----------------------

(カ) 処理前置場 (紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃プラスチック類)

保管面積	90.7 m ²	最大保管量	64.0 m ³
------	---------------------	-------	---------------------

(キ) 処理後置場 (紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃プラスチック類)

保管面積	136.0 m ²	最大保管量	144.0 m ³
------	----------------------	-------	----------------------



イ 第1エコ・プラザ

(ア) 処理前保管施設

保管面積 40.0 m² 最大保管量 32.0 m³保管面積 40.0 m² 最大保管量 63.0 m³保管面積 30.0 m² 最大保管量 45.0 m³保管面積 72.0 m² 最大保管量 108.0 m³保管面積 72.0 m² 最大保管量 108.0 m³保管面積 54.0 m² 最大保管量 120.0 m³保管面積 96.0 m² 最大保管量 227.5 m³

(イ) 処理後保管施設

保管面積 40.0 m² 最大保管量 48.0 m³保管面積 48.0 m² 最大保管量 66.0 m³保管面積 94.2 m² 最大保管量 200.0 m³

以下余白



様式第十五号の二(第十条の十八関係)

令和6年7月4日 相模原市指令(産指)第15号

許可番号 第 09870002378 号

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住 所 神奈川県相模原市中央区宮下本町三丁目28番14号

氏 名 株式会社旭商会

代表取締役 浦部 大輔

優
良

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

相模原市長 本村 賢太郎



許可の年月日 令和4年10月25日

(初回許可年月日 平成5年10月25日)

許可の有効年月日 令和11年10月24日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

特管中間処分(乾燥、焼却)

(2) 産業廃棄物の種類

乾燥:汚泥(特定有害産業廃棄物、詳細は別表のとおり。)

焼却:感染性産業廃棄物、汚泥(特定有害産業廃棄物、詳細は別表のとおり。)、廃油(特定有害産業廃棄物、詳細は別表のとおり。)

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面のとおりに記載

3. 許可の条件

生活環境保全上必要な措置

環境保全対策は、申請書の記載に基づき適切に行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

令和4年10月25日 許可更新

令和5年2月22日 変更届(敷地面積)

令和6年3月28日 変更届(保管施設の面積及び保管量)

令和6年7月3日 変更届(代表者)

5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 なし

2. 事業の用に供するすべての施設

中間処分を行う場所及び施設の規模等は、次に限る。

(1) 中間処分を行う場所及び中間処分に係る保管場所

相模原市緑区下九沢2096番1外11筆(8062.64㎡)

(2) 中間処理施設

ア 乾燥	処理能力	27.0 t/日(17時間)
イ 焼却	処理能力	5.7 t/日(17時間)

(3) 保管施設

ア 感染性廃棄物置場(冷蔵コンテナ)	保管面積	9.1㎡	最大保管量	18.4㎡
イ 特定有害廃油置場(ドラム缶(45本))	保管面積	10.8㎡	最大保管量	9.0㎡
ウ 特定有害汚泥置場(ドラム缶(44本))	保管面積	11.6㎡	最大保管量	8.8㎡

 以下余白



別表

金属等を含む特定有害産業廃棄物

No.06870002378

株式会社旭商会

1. 乾燥に係るもの

金属等の名称	廃棄物の種類	鉱さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
アルキル水銀		—	—	/	/	—	—	—
水銀又はその化合物		—	—	/	/	—	—	—
カドミウム又はその化合物		—	—	—	/	○	—	—
鉛又はその化合物		—	—	—	/	○	—	—
有機磷化合物		/	/	/	/	—	—	—
六価クロム化合物		—	—	—	/	○	—	—
砒素又はその化合物		—	—	—	/	○	—	—
シアン化合物		/	/	/	/	—	—	—
ポリ塩化ビフェニル		/	/	/	/	—	—	—
トリクロロエチレン		/	/	/	—	—	—	—
テトラクロロエチレン		/	/	/	—	—	—	—
ジクロロメタン		/	/	/	—	—	—	—
四塩化炭素		/	/	/	—	—	—	—
1, 2-ジクロロエタン		/	/	/	—	—	—	—
1, 1-ジクロロエチレン		/	/	/	—	—	—	—
シス-1, 2-ジクロロエチレン		/	/	/	—	—	—	—
1, 1, 1-トリクロロエタン		/	/	/	—	—	—	—
1, 1, 2-トリクロロエタン		/	/	/	—	—	—	—
1, 3-ジクロロプロペン		/	/	/	—	—	—	—
チウラム		/	/	/	—	—	—	—
シマジン		/	/	/	—	—	—	—
チオベンカルブ		/	/	/	—	—	—	—
ベンゼン		/	/	/	—	—	—	—
セレン又はその化合物		—	—	—	/	—	—	—
1, 4-ジオキサン		/	—	—	—	—	—	—
ダイオキシン類		/	—	—	—	—	—	—

2. 焼却に係るもの

金属等の名称	廃棄物の種類	鉱さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
アルキル水銀		—	—	/	/	—	—	—
水銀又はその化合物		—	—	/	/	—	—	—
カドミウム又はその化合物		—	—	—	/	—	—	—
鉛又はその化合物		—	—	—	/	—	—	—
有機磷化合物		/	/	/	/	—	—	—
六価クロム化合物		—	—	—	/	—	—	—
砒素又はその化合物		—	—	—	/	—	—	—
シアン化合物		/	/	/	/	—	—	—
ポリ塩化ビフェニル		/	/	/	/	—	—	—
トリクロロエチレン		/	/	/	○	○	—	—
テトラクロロエチレン		/	/	/	○	○	—	—
ジクロロメタン		/	/	/	○	○	—	—
四塩化炭素		/	/	/	○	○	—	—
1, 2-ジクロロエタン		/	/	/	○	○	—	—
1, 1-ジクロロエチレン		/	/	/	○	○	—	—
シス-1, 2-ジクロロエチレン		/	/	/	○	○	—	—
1, 1, 1-トリクロロエタン		/	/	/	○	○	—	—
1, 1, 2-トリクロロエタン		/	/	/	○	○	—	—
1, 3-ジクロロプロペン		/	/	/	○	○	—	—
チウラム		/	/	/	○	○	—	—
シマジン		/	/	/	○	○	—	—
チオベンカルブ		/	/	/	○	○	—	—
ベンゼン		/	/	/	○	—	—	—
セレン又はその化合物		—	—	—	/	—	—	—
1, 4-ジオキサン		/	—	—	○	○	—	—
ダイオキシン類		/	—	—	—	—	—	—

備考：「○」は、取り扱うことができるものを、「—」は、取り扱うことができないものを示す。



許可番号00400002378

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 氏 所 神奈川県相模原市中央区宮下本町三丁目28番14号
 名 株式会社旭商会
 代表取締役 浦部 大輔

〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩



許可の年月日 令和5年8月10日
 許可の有効年月日 令和12年8月9日

- 事業の範囲（積替え又は保管行為を除く。）
 燃え殻、汚泥（石綿含有産業廃棄物を除く。）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、鉱さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ばいじん 以上16種類
 （これらのうち水銀使用製品産業廃棄物を除く。水銀含有ばいじん等を除く。廃プラスチック類、金属くず並びにガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破砕物を除く。以下余白）
- 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

- 許可の条件
 なし
- 許可の更新又は変更の状況
 平成23年 8月10日許可
 平成28年 8月10日更新許可
 令和5年 8月10日更新許可
 令和6年 7月17日変更届（法人代表者変更に伴い許可証書換え）
- 積替え許可の有無 有 ・ (無)
- 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ (無)

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可番号 第00707002378号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 神奈川県相模原市中央区宮下本町三丁目28番14号

氏名 株式会社旭商会
代表取締役 浦部大輔



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福島県知事 内堀雅雄



許可の年月日
許可の有効年月日

令和5年11月2日
令和12年10月31日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を含まない。）

(2) 産業廃棄物の種類

①汚泥②廃油③廃酸④廃アルカリ⑤廃プラスチック類⑥動植物性残さ⑦金属くず⑧ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず⑨がれき類

（これらのうち石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以上9種類

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

裏面記載のとおり

5 積替え許可の有無 有・無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

4 許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日	平成 元 年 11 月 1 日
更新許可年月日	平成 6 年 11 月 1 日
更新許可年月日	平成 11 年 11 月 1 日
変更許可年月日	平成 13 年 8 月 30 日
更新許可年月日	平成 16 年 11 月 1 日
変更許可年月日	平成 20 年 6 月 3 日 (動植物性残さの追加)
更新許可年月日	平成 21 年 11 月 2 日 (有効期間 平成21年11月1日～平成26年10月31日)
変更届出年月日	平成 22 年 4 月 5 日 (住所の変更)
優良確認年月日	平成 23 年 9 月 12 日 (優良確認により平成28年10月31日まで有効期間延長)
更新許可(優良認定)年月日	平成 28 年 11 月 1 日
申出年月日	平成 30 年 8 月 7 日 (省令改正に伴う水銀廃棄物の記載追加)
変更届出年月日	令和 元 年 9 月 10 日 (代表者の変更)
変更届出年月日	令和 3 年 7 月 20 日 (代表者の変更)
更新許可(優良認定)年月日	令和 5 年 11 月 2 日 (有効期間 令和5年11月1日～令和12年10月31日)
変更届出年月日	令和 6 年 7 月 3 日 (代表者の変更)

以 下 余 白



許可番号 00801002378

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 神奈川県相模原市中央区宮下本町三丁目28番14号

氏名 株式会社 旭商会

代表取締役 浦部 大輔

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)



産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。



茨城県知事 大井川 和彦

許可の年月日 令和4年6月17日

許可の有効年月日 令和11年3月30日

- 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること）
積替え保管を除く：燃え殻(*7)、汚泥(*3)(*6)(*7)、廃油(*5)、廃酸(*5)(*7)、廃アルカリ(*5)(*7)、廃プラスチック類(*1)(*4)(*6)、木くず、動植物性残さ、金属くず(*1)(*6)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*1)(*4)(*6)、がれき類(*3)
以上11種類

(※) 記載品目については、(*1) 自動車等破砕物を除く、(*3) 石綿含有産業廃棄物を除く、(*4) 石綿含有産業廃棄物を含む、(*5) 水銀使用製品産業廃棄物を除く、(*6) 水銀使用製品産業廃棄物を含む、(*7) 水銀含有ばいじん等を除く

- 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ該当なし。

- 許可の条件
特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	変更内容	許可(届出)年月日	変更内容
平成元年4月17日	新規許可	平成27年3月31日	更新許可(優良認定)
平成15年3月31日	更新許可	令和元年9月27日	変更届(代表者、水銀の変更)
平成20年3月31日	更新許可	令和3年8月5日	変更届(代表者の変更)
平成21年1月5日	変更許可(品目の追加)	令和4年6月17日	更新許可(優良認定)
平成24年10月5日	優良確認	令和6年7月4日	変更届(代表者の変更)

- 積替え許可の有無 有・無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

市名 許可番号

- 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 神奈川県相模原市中央区宮下本町三丁目28番14号

氏名 株式会社旭商会
代表取締役 浦部 大輔

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

栃木県知事 福田 富



許可の年月日 令和5(2023)年8月21日

許可の有効年月日 令和12(2030)年8月20日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集・運搬(積替えを除く。)

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

種類	石綿含有 産業廃棄物	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀含有 ばいじん等	条件等
燃え殻	-	-	-	
汚泥	○	○	-	
廃油	-	-	-	
廃酸	-	-	-	
廃アルカリ	-	-	-	
廃プラスチック類	-	○	-	
木くず	-	-	-	
動植物性残さ	-	-	-	
金属くず	-	○	-	
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	-	○	-	
がれき類	-	-	-	

2. 積替・保管施設 なし

3. 許可の条件 なし

4. 許可の更新又は変更の状況

新規許可 平成元(1989)年8月21日

変更許可 平成20(2008)年12月8日

更新許可 令和5(2023)年8月21日

変更届 令和6(2024)年7月4日

取り扱う廃棄物の種類の追加

更新6回目

代表者の変更

5. 積替え許可の有無(県内の政令市における許可)

有 ・ 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 神奈川県相模原市中央区宮下本町三丁目28番14号

氏 名 株式会社旭商会

代表取締役 浦部大輔

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 山本 一太



許可の年月日 令和 5年12月12日

許可の有効期限 令和12年12月11日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

- ①汚泥、②廃油、③廃酸、④廃アルカリ、⑤廃プラスチック類、⑥動植物性残さ、⑦金属くず、⑧ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（以上8種類）

※①については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑤については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑦については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑧については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成 6年12月12日	新規許可
平成11年12月12日	更新許可
平成14年11月22日	変更許可
平成16年 3月 4日	変更許可
平成16年12月12日	更新許可
平成20年 6月16日	変更許可
平成21年12月12日	更新許可

様式第七号の二（第十条の二関係）

平成28年12月12日 更新許可

令和5年12月12日 更新許可

4 積替え許可の有無 有・無5 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 神奈川県相模原市中央区宮下本町三丁目28番14号

氏名 株式会社旭商会
代表取締役 浦部 大輔

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 6年 2月20日

許可の有効年月日 令和13年 2月19日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）

(2) 取り扱える産業廃棄物の種類

燃え殻
汚泥(#1)
廃油
廃酸
廃アルカリ
廃プラスチック類(*) (#1)
紙くず
木くず
繊維くず
動植物性残さ
ゴムくず
金属くず(#1)
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(*) (#1)
鉱さい
がれき類(*)
ばいじん
以上16種類

- ※ 産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
※ 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
※ 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ該当なし

3. 許可の条件
特になし

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
昭和52年 7月 1日	指令環第1187号	新規許可
平成 2年 2月20日	指令西環第4-234号	変更許可
平成24年 1月12日	指令産廃第17-13号	優良確認
令和 6年 2月20日	指令産廃第9-1623号	更新許可(優良認定)
令和 6年 7月 3日	-	変更届(代表者)

5. 積替え許可の有無 無
※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

(以下余白)

COPY

株式会社旭商会

許可番号 第01200002378号

産業廃棄物収集運搬業許可証

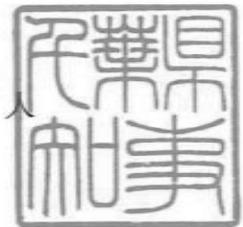
住 所 神奈川県相模原市中央区宮下本町三丁目28番14号

氏 名 株式会社 旭商会
代表取締役 浦部 大輔

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊 谷 俊



許可の年月日 平成31年2月20日

許可の有効年月日 令和7年12月10日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 燃え殻, イ 汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含む）, ウ 廃油, エ 廃酸, オ 廃アルカリ, カ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み, 自動車等破砕物を除く）, キ 木くず, ク 動植物性残さ, ケ ゴムくず, コ 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み, 自動車等破砕物を除く）, サ ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み, 自動車等破砕物を除く）, シ 鋳さい, ス ばいじん

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については, 石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」, 「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については, それぞれ水銀使用製品産業廃棄物, 水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成3年12月11日	更新許可
平成31年2月20日	更新許可（優良認定）・変更届（役員変更）
令和元年9月9日	変更届（代表者変更, 役員変更）
令和2年6月15日	変更届（役員変更）
令和3年7月30日	変更届（代表者変更, 役員変更）
令和6年7月3日	変更届（代表者変更, 役員変更）

4. 積替え許可の有無 有・無

（積替え許可を有している場合においては, 市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については, 積替え許可の有無の記載は不要とすること。

COPY
株式会社旭商会

産業廃棄物収集運搬業許可証



住所 神奈川県相模原市中央区宮下本町三丁目28番14号
氏名 株式会社旭商会
代表取締役 浦部 大輔

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成30年 5月 1日
許可の有効年月日 令和 7年 4月30日

1 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬(積替え保管を除く。)

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん
(石綿含有産業廃棄物を含む。)(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(以上16種類)

2 積替え保管施設

3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

4 許可の更新・変更の状況

平成 3年 5月 1日 新規許可
平成 30年 5月 1日 更新許可 第5回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

(以下余白)

都認定番号:6-23-A0021S

産廃エキスパート

東京都

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 神奈川県相模原市中央区宮下本町三丁目28番14号

氏名 株式会社旭商会

法人にあっては名称
及び代表者の氏名

代表取締役 浦部 大輔

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事 黒岩 祐治



許可の年月日 令和3年1月13日

(初回許可年月日 昭和47年12月18日)

許可の有効年月日 令和9年11月30日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬 (積替・保管を除く。)

(2) 産業廃棄物の種類 (取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

燃え殻、汚泥 (※2)、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類 (※1※2)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず (※2)、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず (※1※2)、鋳さい、がれき類 (※1)、ばいじん

※1: 石綿含有産業廃棄物を含む。

※2: 水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※3: 水銀含有ばいじん等を含む。

(注1) 石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

(注2) 営業の範囲は、相模原市を除く神奈川県の区域。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さなし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和6年7月3日 変更届出 (変更前: 根本 敏子、変更後: 浦部 大輔)

令和3年7月16日 代表者の氏名 (変更前: 代表取締役 市川 公豪、変更後: 代表取締役 根本 敏子)

令和3年1月13日 更新許可

5. 積替え許可の有無 有

相模原市 許可番号: 09810002378

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。

防止処理を施してあります。

COPY
株式会社旭商会

令和6年7月4日 相模原市指令(産指)第12号

許可番号 第 09810002378 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 神奈川県相模原市中央区宮下本町三丁目2番14号

氏名 株式会社旭商会

代表取締役 清部 大輔

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。



相模原市長 本村 賢太郎

許可の年月日 令和2年12月1日

(初回許可年月日 平成12年4月1日)

許可の有効年月日 令和9年11月30日

1. 事業の範囲

事業の区分: 収集運搬業 (積替え・保管を含まない)

取扱産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥※1※2、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類※1※2、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず※2、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず※1※2、鉱さい、がれき類※1、ばいじん

以上16種類

事業の区分: 収集運搬業 (積替え・保管を含む)

取扱産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥※2、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類※2、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず※2、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず※2、鉱さい、がれき類、ばいじん

以上15種類

※1 石棉含有産業廃棄物を含む

※2 水銀使用製品産業廃棄物を含む

※3 水銀含有ばいじん等を含む

(注1) 取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。

(注2) 石棉含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

裏面のとおり

3. 許可の条件

環境保全対策は、申請書の記載に基づき適切に行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

令和2年12月1日 許可更新

令和3年7月15日 変更届 (代表者)

令和4年2月25日 変更届 (積替保管場所、保管面積、汚泥(石棉含有産業廃棄物を含む)の追加)

令和4年6月23日 変更届 (敷地面積)

令和5年2月22日 変更届 (敷地面積)

令和5年12月21日 変更届 (敷地面積、保管施設)

令和6年7月3日 変更届 (代表者)

5. 積替え許可の有無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

市名 許可番号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 なし

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

(日本産業規格 A列4番)

この証明書には各種の不正防止処理を施してあります。

この証明書には各種の不正防止処理を施してあります。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類及び積替えのための保管上限

(1) ソリューション・プラザ 相模原市緑区下九沢2096番1外11筆 (8062.64㎡)

ア 保管を行う産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥※2、廃プラスチック類※2、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず※2、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず※2、鉱さい、がれき類、ばいじん

イ 保管施設

(ア) 燃え殻、汚泥保管用コンテナ (1基) 保管面積 13.3 ㎡ 最大保管量 11.4 ㎡

(イ) 燃え殻、鉱さい、ばいじん保管用ドラム缶 (27本) 保管面積 7.7 ㎡ 最大保管量 5.4 ㎡

(ウ) 混合廃棄物保管ピット 保管面積 18.0 ㎡ 最大保管量 34.8 ㎡

(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類)

(エ) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類保管用ドラム缶 (117本) 保管面積 21.6 ㎡ 最大保管量 23.4 ㎡

(オ) 汚泥 (高含水汚泥) 用屋外タンク (10㎡×2基) 保管面積 15.0 ㎡ 最大保管量 20.0 ㎡

(カ) 水銀使用製品産業廃棄物ヤード 保管面積 12.75 ㎡ 最大保管量 24 ㎡

(汚泥※5、廃プラスチック類※5、金属くず※5、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず※5)

(2) 第1エコ・プラザ 相模原市緑区橋本台二丁目2181番1外2筆 (3417.23 ㎡)

ア 保管を行う産業廃棄物の種類

廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、木くず、汚泥

イ 保管施設

保管面積 19.5 ㎡ 最大保管量 40.0 ㎡

※1 石綿含有産業廃棄物を含む

※2 水銀使用製品産業廃棄物を含む

※3 水銀含有ばいじん等を含む

※4 石綿含有産業廃棄物に限る

※5 水銀使用製品産業廃棄物に限る

※6 水銀含有ばいじん等に限る

(注) 保管施設がない産業廃棄物の種類については、保管できない。

以下余白

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 神奈川県相模原市中央区宮下本町三丁目28番14号

氏名 株式会社旭商会

(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 浦部 大輔

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

山梨県知事

長崎 幸太郎



許可の年月日 平成30年10月27日

許可の有効年月日 令和7年10月26日

1 事業の範囲

産業廃棄物の種類	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、がれき類 以上14種類 ※ただし、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を含まない。 上記のものは、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く。
積替え保管の有無	無し

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

無し

3 許可の条件

無し

4 許可の更新・変更の状況

平成 3年10月27日	新規許可
平成30年12月 5日	許可の更新
令和 元年 9月19日	変更届(代表者の変更)
令和 3年 8月 2日	変更届(代表者の変更)
令和 6年 7月 4日	変更届(代表者の変更)

5 積替え許可の有無

有・無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・無

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 神奈川県相模原市中央区宮下本町三丁目28番1
4号
氏 名 株式会社旭商会
代表取締役 浦部 大輔

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県飛騨県事務所長 森 祥一



許可の年月日 令和 3年 7月 9日
許可の有効年月日 令和10年 7月 4日

1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

汚泥、金属くず（自動車等破砕物を除く。）

上記2品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）

上記2品目は石綿含有産業廃棄物であるものを含む。

鉱さい

以上 5種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成16年 7月 5日 産業廃棄物収集運搬業許可（新規）

平成21年 7月 5日 産業廃棄物収集運搬業許可（更新）

平成22年 4月 9日 産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）

平成26年 7月 5日 産業廃棄物収集運搬業許可（更新）（優良認定）

令和 元年10月 2日 産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）

令和 3年 7月 9日 産業廃棄物収集運搬業許可（更新）（優良認定）

令和 3年 8月11日 産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）

令和 6年 7月 4日 産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）

5 積替え許可の有無 有 ・ 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 神奈川県相模原市中央区宮下本町三丁目28番14号
氏名 株式会社 旭商会
代表取締役 浦部 大輔



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事 鈴木 康友



許可の年月日 平成30年10月10日
許可の有効年月日 令和7年10月9日

1. 事業の範囲

事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を除く）
産業廃棄物の種類 廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類、汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、廃油、廃酸、廃アルカリ
以上 8品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当しない

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 3年10月10日	新規許可
平成 8年10月10日	更新許可
平成13年10月10日	更新許可
平成18年10月10日	更新許可
平成23年10月10日	更新許可
平成30年10月30日	更新許可
令和 元年 9月10日	代表者変更
令和 3年 6月30日	代表者変更
令和 6年 6月12日	代表者変更

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住 所 神奈川県相模原市中央区宮下本町
三丁目28番14号
氏 名 株式会社 旭商会
代表取締役 浦部 大輔 様
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大村 秀 章

許可の年月日 令和 3 (2021) 年 8月18日
許可の有効年月日 令和10 (2028) 年 7月20日

1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、汚泥（石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

以上 7品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成 6年 7月21日 新規許可
平成11年 7月21日 更新許可
平成16年 8月10日 更新許可
平成21年 8月17日 更新許可

許可番号第 02300002378 号

平成28年 9月20日 更新許可
令和 3年 8月18日 更新許可 (優良認定)
令和 6年 7月31日 書換

5 積替え許可の有無

有 ・ 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無



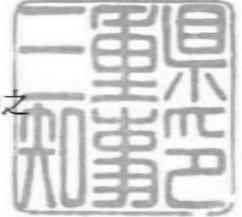
産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住所 神奈川県相模原市中央区宮下本町三丁目28番14号
氏名 株式会社旭商会
代表取締役 浦部 大輔

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 一見 勝之



許可の年月日 令和6年3月2日
許可の有効年月日 令和13年3月1日

1. 事業の範囲

(積替え・保管を除く。)

取り扱う産業廃棄物の種類

汚泥(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、
金属くず、ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を含む。)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

燃え殻(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃油、廃酸(水銀含有ばいじん等を除く。)、
廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を除く。)、動植物性残さ、

鉱さい(水銀含有ばいじん等を除く。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、

ばいじん(水銀含有ばいじん等を除く。) 以上12種類

※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築、又は除去
に伴って生じたものを除く。)&及び陶磁器くず」をいう。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成2年3月2日	新規許可	平成22年3月9日	更新許可
平成7年3月2日	更新許可	平成24年1月6日	優良確認
平成12年3月2日	更新許可	平成29年3月17日	更新許可
平成17年3月2日	更新許可	令和6年7月4日	代表者の変更届による書換
平成17年12月28日	変更許可		

5. 積替え許可の有無

無

市名

許可番号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有

COPY

株式会社旭商会

許可番号 第02700002378号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 相模原市中央区宮下本町三丁目28番14号

氏 名 株式会社旭商会
代表取締役 浦部 大輔

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

大阪府知事 吉村 洋文



許可の年月日 令和2年3月20日

許可の有効年月日 令和9年3月19日

1. 事業の範囲

事業の区分： 積替え・保管を含まない

産業廃棄物の種類

- 1 燃え殻
- 2 汚泥
- 3 廃プラスチック類
- 4 紙くず
- 5 木くず
- 6 繊維くず
- 7 ゴムくず
- 8 金属くず
- 9 ガラスくず
- 10 鉱さい
- 11 がれき類

石綿含有産業廃棄物を含む

水銀使用製品産業廃棄物を除く 水銀含有ばいじん等を除く

以上11種類

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成27年3月20日 当初許可

令和6年7月16日 書換交付

令和2年3月16日 更新許可

令和2年3月16日 優良認定

4. 府内の政令市による積替え許可の有無 無

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白



産業廃棄物収集運搬業許可証

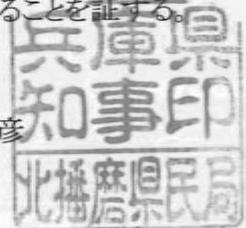
住 所 相模原市中央区宮下本町三丁目28番14号

氏 名 株式会社旭商会
代表取締役 浦部 大輔

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事 齋藤 元彦



許可の年月日 令和2年3月18日

許可の有効年月日 令和9年3月17日

1. 事業の範囲

事業の区分: 収集運搬業(積替え・保管を含まない)

取扱産業廃棄物の種類

1. 燃え殻(水銀含有ばいじん等を除く。)
2. 汚泥(水銀含有ばいじん等を除き、石綿含有産業廃棄物を含む。)
3. 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)
4. 紙くず
5. 木くず
6. 繊維くず
7. ゴムくず
8. 金属くず
9. ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)
10. がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)
11. ばいじん(水銀含有ばいじん等を除く。)

以上 11 種類

上記については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

2. 許可の条件

当該産業廃棄物の運搬先については、排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

3. 許可の更新又は変更の状況

平成27年3月18日 新規許可
令和2年3月18日 更新許可

4. 積替え許可の有無 無

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

許可番号 第00757002378号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 神奈川県相模原市中央区宮下本町三丁目28番14号
氏名 株式会社旭商会
代表取締役 浦部大輔



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

福島県知事 内堀雅雄



許可の年月日 平成30年9月27日
許可の有効年月日 令和7年8月31日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を含まない。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

①汚泥（特定有害産業廃棄物）②廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）③廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は特定有害産業廃棄物）④廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は特定有害産業廃棄物）

以上4種類

※特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目は裏面記載のとおり

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日	平成13年8月30日	
更新許可年月日	平成16年7月13日	
更新許可年月日	平成18年9月12日	(有効期間 平成18年8月30日～平成23年8月29日)
変更届出年月日	平成22年4月5日	(住所の変更)
延長措置年月日	平成23年3月22日	(環境省告示第16号により平成23年8月31日まで期間延長)
更新許可(優良認定)年月日	平成23年9月12日	(有効期間 平成23年9月1日～平成30年8月31日)
更新許可(優良認定)年月日	平成30年9月27日	(有効期間 平成30年9月1日～令和7年8月31日)
変更届出年月日	令和元年9月10日	(代表者の変更)
変更届出年月日	令和3年7月20日	(代表者の変更)
変更届出年月日	令和6年7月3日	(代表者の変更)

5 積替え許可の有無 有・無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無



許可番号 00851002378

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 神奈川県相模原市中央区宮下本町三丁目28番14号
氏名 株式会社 旭商会
代表取締役 浦部 大輔
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 第14条の5第1項 の許可を受けた者であることを証する。



茨城県知事 大井川 和彦

許可の年月日 令和5年10月4日
許可の有効年月日 令和12年6月24日

1. 事業の範囲 (取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること)

積替え保管を除く：廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類、又は別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。)、廃酸 (pH2.0以下のもの、又は別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。)、廃アルカリ (pH12.5以上のもの、又は別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。)、感染性産業廃棄物、ばいじん (別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。)、燃え殻 (別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。)、汚泥 (別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。) 以上7種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 該当なし。

3. 許可の条件 特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可 (届出) 年月日	変更内容	許可 (届出) 年月日	変更内容
平成6年6月27日	新規許可	平成28年7月26日	更新許可 (優良認定)
平成16年6月25日	更新許可	令和元年9月27日	変更届 (代表者の変更)
平成21年6月25日	更新許可	令和3年8月5日	変更届 (代表者の変更)
平成22年8月30日	変更許可 (品目の追加)	令和5年10月4日	更新許可 (優良認定)
平成24年10月5日	優良確認	令和6年7月4日	変更届 (代表者の変更)

5. 積替え許可の有無 有・無 (積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。) 市名 許可番号

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

別記1

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

廃棄物名 有害物質	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物	—	○	○		○	○	○
鉛又はその化合物	—	○	○		○	○	○
六価クロム化合物	—	○	○		○	○	○
砒素又はその化合物	—	○	○		○	○	○
シアン化合物					○	○	○
トリクロロエチレン				○	○	○	○
トリスクロロエチレン				○	○	○	○
ジクロロメタン				○	○	○	○
1, 1, 1-トリクロロエタン				○	○	○	○

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

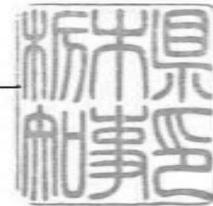


住所 神奈川県相模原市中央区宮下本町三丁目28番14号

氏名 株式会社旭商会
代表取締役 浦部 大輔

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

栃木県知事 福田 富一



許可の年月日 令和5(2023)年6月25日

許可の有効年月日 令和12(2030)年6月24日

1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分 収集・運搬（積替えを除く。）
- (2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

種類	条件等
廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）	—
廃酸（pH2.0以下のもの）	—
廃アルカリ（pH12.5以上のもの）	—
感染性産業廃棄物	—

区分	有害物質の種類等（—取扱不可：●取扱可能）																								
	水銀	カドミウム	鉛	有機燐	六価クロム	砒素	シアン	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	IⅠジクロロエタン	IⅡジクロロエチレン	シスIⅡジクロロエチレン	IⅠIトリクロロエタン	IⅡIトリクロロエタン	IⅢジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	IⅣジオキササン	ダイオキシン類
取り扱う特別管理産業廃棄物																									
廃油	—	—	—	—	—	—	—	—	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—	—	—	●	—	—	
汚泥	—	●	●	—	●	●	●	—	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—	●	—	—	
廃酸	—	●	●	—	●	●	●	—	●	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
廃アルカリ	—	●	●	—	●	●	●	—	●	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

2. 積替・保管施設 なし

3. 許可の条件 なし

4. 許可の更新又は変更の状況

新規許可	平成16(2004)年6月25日	
更新許可	令和5(2023)年6月25日	更新3回目
変更届	令和6(2024)年7月4日	代表者の変更

5. 積替え許可の有無（県内の政令市における許可） 有 ● 無 ○

COPY

株式会社旭商会

2/2

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ ④無

取扱窓口

資源循環推進課

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 神奈川県相模原市中央区宮下本町三丁目28番14号

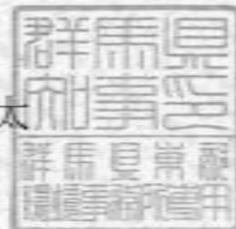
氏 名 株式会社旭商会

代表取締役 浦部大輔



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 山本 一太



許可の年月日 平成30年 3月 8日

許可の有効期限 令和 7年 3月 7日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬 (積替え保管を除く。)

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬 (積替え保管を除く。)

- ①廃油・揮発油等、②廃酸・腐食性、③廃アルカリ・腐食性、④感染性産業廃棄物、⑤特) 汚泥、⑥特) 廃油 (以上6種類)

※⑤及び⑥に含まれる有害物質は許可証別紙1のとおりとする。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成18年 3月 8日 新規許可

平成23年 3月 8日 更新許可

平成30年 3月 8日 更新許可

令和 3年 1月22日 変更許可

4 積替え許可の有無

有・**無**

5 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有・無



許可証別紙 1

許可番号 01050002378

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

- ・表中の「◎」は「積み替え保管を含む。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「○」は「積み替え保管を除く。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「-」は扱うことができないもの。

廃棄物名 有害物質	特) 燃え 殻	特) 汚泥	特) 廃油	特) 廃酸	特) 廃アル カリ	特) 鉱さ い	特) ばい じん	特) 13 号廃棄物
746水銀化合物		-		-	-	-	-	-
746水銀化合物(環境省令 で定める水銀回収を義務付 けるものを除く。)		○		-	-	-	-	-
水銀又はその化合物		-		-	-	-	-	-
水銀又はその化合物(環境 省令で定める水銀回収を義 務付けるものを除く。)		○		-	-	-	-	-
68鉛又はその化合物	-	○		-	-	-	-	-
鉛又はその化合物	-	○		-	-	-	-	-
有機燐化合物		○		-	-			
六価クロム化合物	-	○		-	-	-	-	-
砒素又はその化合物	-	○		-	-	-	-	-
シアン化合物		○		-	-			
PCB		-		-	-			
トリクロロエチレン		○	○	-	-			
テトラクロロエチレン		○	○	-	-			
ジクロロメタン		○	○	-	-			
四塩化炭素		○	○	-	-			
1,2-ジクロロエタン		○	○	-	-			
1,1-ジクロロエチレン		○	○	-	-			
シス-1,2-ジクロロエタン		○	○	-	-			
1,1,1-トリクロロエタン		○	○	-	-			
1,1,2-トリクロロエタン		○	○	-	-			
1,3-ジクロロプロパン		○	○	-	-			
チクロム		○		-	-			
シロゲン		○		-	-			
チオベンゼン		○		-	-			
ベンゼン		○	○	-	-			
セレン又はその化合物	-	○		-	-	-	-	-
1,4-ジオキソリン		○	○	-	-			
ダイオキシン類	-	○		-	-			-



特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 神奈川県相模原市中央区官下本町三丁目28番14号

氏 名 株式会社旭商会

代表取締役 浦部 大輔



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 4年 9月22日

許可の有効年月日 令和11年 8月29日

1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）
- (2) 取り扱える特別管理産業廃棄物の種類
 - 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）
 - 廃酸（pH2.0以下のものに限る。）
 - 廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。）
 - 感染性産業廃棄物
 - 廃油（※）
 - 汚泥（※）
 - 廃酸（※）
 - 廃アルカリ（※）
 - 以上8種類

※（※）の品目については、特定有害産業廃棄物に限り、含まれる有害物質については裏面のとおりとし、当該廃棄物を処分するために処理したものを含む。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3. 許可の条件
特になし

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成 5年 8月30日	指令西環第4-88号	新規許可
平成 9年 9月18日	指令西環第9-103号	変更許可
令和 3年 7月19日	-	変更届（代表者）
令和 4年 9月22日	指令産廃第12-58号	更新許可（優良認定）
令和 6年 7月 3日	-	変更届（代表者）

5. 積替え許可の有無 無
※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。(表中の「○」は取り扱うことができるもの、「●」は積替え保管できるもの、「-」は扱うことができないものを示す。)

有害物質	廃棄物名	指定下水汚泥	鉱さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃材
水銀又はその化合物		-	-	-			-	-	-
カドミウム又はその化合物		-	-	-	-		○	○	○
鉛又はその化合物		-	-	-	-		○	○	○
有機磷化合物		-					-	-	-
六価クロム化合物		-	-	-	-		○	○	○
砒素又はその化合物		-	-	-	-		○	○	○
シアン化合物		-					○	○	○
ポリ塩化ビフェニル		-					-	-	-
トリクロロエチレン		-				○	○	○	○
テトラクロロエチレン		-				○	○	○	○
ジクロロメタン		-				○	-	-	-
四塩化炭素		-				-	-	-	-
1,2-ジクロロエタン		-				-	-	-	-
1,1-ジクロロエチレン		-				-	-	-	-
シス-1,2-ジクロロエチレン		-				-	-	-	-
1,1,1-トリクロロエタン		-				-	-	-	-
1,1,2-トリクロロエタン		-				-	-	-	-
1,3-ジクロロプロペン		-				-	-	-	-
チウラム		-					-	-	-
シマジン		-					-	-	-
チオベンカルブ		-					-	-	-
ベンゼン		-				-	-	-	-
セレン又はその化合物		-	-	-	-		-	-	-
1,4-ジオキサン		-		-		-	-	-	-
ダイオキシン類		-		-	-		-	-	-

(以下余白)

COPY

株式会社旭商会

許可番号 第01250002378号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 神奈川県相模原市中央区宮下本町三丁目28番14号

氏 名 株式会社 旭商会
代表取締役 浦部 大輔

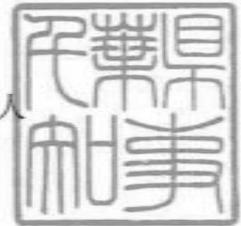
優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊 人

許可の年月日 令和4年12月23日

許可の有効年月日 令和11年11月21日



1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

ア 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、
イ 廃酸（水素イオン濃度指数 2.0 以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、
ウ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数 12.5 以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、
エ 感染性産業廃棄物（特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、
オ 特定有害産業廃棄物（汚泥、廃酸、廃アルカリに限る。含まれる有害物質については許可証別紙1のとおりとする）

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成5年11月22日	新規許可
令和4年12月23日	更新許可（優良認定）
令和6年7月3日	変更届（代表者変更、役員変更）

4. 積替え許可の有無 存・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 存・無

（以下余白）

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

廃棄物名 有害物質	鉱さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物	—	—	—	—	—	—	—
カドミウム又はその化合物	—	—	—	—	○	○	○
鉛又はその化合物	—	—	—	—	○	○	○
有機燐化合物	—	—	—	—	—	—	—
六価クロム化合物	—	—	—	—	○	○	○
砒素又はその化合物	—	—	—	—	○	○	○
シアン化合物	—	—	—	—	○	○	○
PCB	—	—	—	—	—	—	—
トリクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—
テトラクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—
ジクロロメタン	—	—	—	—	—	—	—
四塩化炭素	—	—	—	—	—	—	—
1,2-ジクロロエタン	—	—	—	—	—	—	—
1,1-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—
1,1,1-トリクロロエタン	—	—	—	—	—	—	—
1,1,2-トリクロロエタン	—	—	—	—	—	—	—
1,3-ジクロロプロペン	—	—	—	—	—	—	—
チウラム	—	—	—	—	—	—	—
シマジン	—	—	—	—	—	—	—
チオベンゾチアゾール	—	—	—	—	—	—	—
ベンゼン	—	—	—	—	—	—	—
セレン又はその化合物	—	—	—	—	—	—	—
ダイキシン類	—	—	—	—	—	—	—
1,4-ジオキシン	—	—	—	—	—	—	—

COPY

株式会社旭商会

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 神奈川県相模原市中央区宮下本町三丁目28番14号

氏名 株式会社旭商会
代表取締役 浦部 大輔



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 4年 9月 3日

許可の有効年月日 令和11年 9月 2日

1 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬（積替え保管を除く。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

- ① 廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）
- ② 廃酸（pH2.0以下のもの）
- ③ 廃アルカリ（pH12.5以上のもの）
- ④ 感染性産業廃棄物
- ⑤ 特定有害産業廃棄物
ア. 廃石綿等
イ. 金属等を含む廃棄物（裏面別表のとおり）

2 積替え保管施設

3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

4 許可の更新・変更の状況

平成 5年 9月 3日 新規許可
令和 4年 9月 3日 更新許可 第5回

5 積替え許可の有無 無

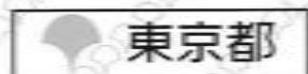
6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



産廃エキスパート

都認定番号:6-23-A0021S
(認定は感染性産業廃棄物)



別表 産業廃棄物の種類：金属等を含む廃棄物

有害物質名	限定内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
		アルキル水銀化合物	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機磷化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	一・二・ジクロロエタン	一・一・トジクロロエチレン	シス-一・二・ジクロロエチレン	一・一・トトリクロロエタン	一・一・二トリクロロエタン	一・三・ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	一・四・ジオキサン	ダイオキシン類	
燃え殻		-	-	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
汚泥		○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-
廃油		-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	-	-	-	-
廃酸		○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-
廃アルカリ		○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-
紙さい		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ばいじん		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定下水汚泥		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

[備考] ・表中の「○」は取扱うことができるもの、「-」は取扱うことができないものを示す。

(以下空白)

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 神奈川県相模原市中央区宮下本町三丁目28番14号

氏名 株式会社旭商会

法人にあっては名称及び代表者の氏名
代表取締役 浦部 大輔



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事 黒岩 祐 治



許可の年月日 令和4年11月22日
(初回許可年月日 平成5年10月25日)
許可の有効年月日 令和11年10月24日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬 (積替・保管を除く。)

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。)、廃酸 (pH2.0以下のものに限る。)、
廃アルカリ (pH12.5以上のものに限る。)、感染性産業廃棄物
特定有害産業廃棄物
廃石綿等
金属等を含む特定有害産業廃棄物 (別表のとおり。)

※ 営業の範囲は、相模原市を除く神奈川県の区域。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さなし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和6年7月3日 変更届 (変更前: 根本 敏子、変更後: 浦部 大輔)
令和4年11月22日 更新許可

5. 積替え許可の有無

有
相模原市 許可番号: 09860002378

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。

別表 金属等を含む特定有害産業廃棄物
積替え保管を含まないもの

廃棄物の種類 金属等の名称	鉛 さい	ばい じん	燃 え 殻	廃 油	汚 泥	廃 酸	廃 アル カリ
水銀又はその化合物	○	○	△	△	○	○	○
カドミウム又はその化合物	○	○	○	△	○	○	○
鉛又はその化合物	○	○	○	△	○	○	○
有機燐化合物	△	△	△	△	○	○	○
六価クロム化合物	○	○	○	△	○	○	○
砒素又はその化合物	○	○	○	△	○	○	○
シアン化合物	△	△	△	△	○	○	○
ポリ塩化ビフェニル	△	△	△	△	-	-	-
トリクロロエチレン	△	△	△	○	○	○	○
テトラクロロエチレン	△	△	△	○	○	○	○
ジクロロメタン	△	△	△	○	○	○	○
四塩化炭素	△	△	△	○	○	○	○
1・2-ジクロロエタン	△	△	△	○	○	○	○
1・1-ジクロロエチレン	△	△	△	○	○	○	○
シス-1・2-ジクロロエチレン	△	△	△	○	○	○	○
1・1・1-トリクロロエタン	△	△	△	○	○	○	○
1・1・2-トリクロロエタン	△	△	△	○	○	○	○
1・3-ジクロロプロペン	△	△	△	○	○	○	○
チウラム	△	△	△	△	○	○	○
シマジン	△	△	△	△	○	○	○
チオベンカルブ	△	△	△	△	○	○	○
ベンゼン	△	△	△	○	○	○	○
セレン又はその化合物	○	○	○	△	○	○	○
1・4-ジオキサン	△	○	△	○	○	○	○
ダイオキシン類	△	○	○	△	○	○	○

備考：「○」は取り扱うことのできるものを、「△」は、取り扱うことのできないものを示す。

様式第十三号の二(第十条の十四関係)

令和6年7月4日 相模原市指令(産指)第14号

許可番号 第 09860002378 号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 神奈川県相模原市中央区宮下本町三丁目28番14号

氏名 株式会社旭商会

代表取締役 浦部 大輔

(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。



相模原市長 本村 賢太郎

許可の年月日 令和4年10月25日

(初回許可年月日 平成12年4月1日)

許可の有効年月日 令和11年10月24日

1. 事業の範囲

事業の区分: 収集運搬業 (積替え・保管を含まない)

取扱産業廃棄物の種類

- 1. 汚泥 (特定有害産業廃棄物、詳細は裏面のとおりに。)
 - 2. 廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。)
 - 3. 廃油 (特定有害産業廃棄物、詳細は裏面のとおりに。)
 - 4. 廃酸 (PH 2.0 以下のものに限る。)
 - 5. 廃酸 (特定有害産業廃棄物、詳細は裏面のとおりに。)
 - 6. 廃アルカリ (PH 12.5 以上のものに限る。)
 - 7. 廃アルカリ (特定有害産業廃棄物、詳細は裏面のとおりに。)
 - 8. 感染性産業廃棄物
 - 9. 廃石棉等 (特定有害産業廃棄物)
- 以上9種類

事業の区分: 収集運搬業 (積替え・保管を含む)

取扱産業廃棄物の種類

- 1. 廃酸 (PH 2.0 以下のものに限る。)
 - 2. 廃アルカリ (PH 12.5 以上のものに限る。)
- 以上2種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 裏面のとおりに

3. 許可の条件

環境保全対策は、申請書の記載に基づき適切に行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

令和4年10月25日 許可更新

令和5年12月21日 変更届 (敷地面積)

令和6年7月3日 変更届 (代表者)

5. 積替え許可の有無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

市名 許可番号

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 なし

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

(日本産業規格 A列4番)



金属等の名称 ／ 廃棄物の種類	鉍 さい	ば い じ ん	燃 え 殻	廃 油	汚 泥	廃 酸	廃 アル カリ
アルキル水銀	—	—	／	／	—	—	—
水銀又はその化合物	—	—	／	／	—	—	—
カドミウム又はその化合物	—	—	—	／	○	○	○
鉛又はその化合物	—	—	—	／	○	○	○
有機燐化合物	／	／	／	／	—	—	—
六価クロム化合物	—	—	—	／	○	○	○
砒素又はその化合物	—	—	—	／	○	—	○
シアン化合物	／	／	／	／	○	—	○
PCB	／	／	／	／	—	—	—
トリクロロエチレン	／	／	／	／	○	○	—
テトラクロロエチレン	／	／	／	／	○	○	—
ジクロロメタン	／	／	／	／	○	○	○
四塩化炭素	／	／	／	／	○	○	○
1, 2-ジクロロエタン	／	／	／	／	○	○	○
1, 1-ジクロロエチレン	／	／	／	／	○	○	○
シス-1, 2-ジクロロエチレン	／	／	／	／	○	○	○
1, 1, 1-トリクロロエタン	／	／	／	／	○	○	○
1, 1, 2-トリクロロエタン	／	／	／	／	○	○	○
1, 3-ジクロロプロペン	／	／	／	／	○	○	○
チウラム	／	／	／	／	○	○	○
シマジン	／	／	／	／	○	○	○
チオベンカルブ	／	／	／	／	○	○	○
ベンゼン	／	／	／	／	○	○	○
セレン又はその化合物	—	—	—	／	○	○	○
1, 4-ジオキサン	／	—	／	／	○	○	○
ダイオキシン類	／	—	／	／	—	／	／

備考：「○」は取り扱うことができるものを、「—」は取り扱うことができないものを示す。

- (1) 保管場所
相模原市緑区橋本台二丁目2181番1外2筆 (3417.23㎡)
- (2) 保管を行う産業廃棄物の種類
廃酸 (pH2.0以下のものに限る。)
廃アルカリ (pH12.5以上のものに限る。)
- (3) 保管施設
保管面積 2.6㎡ 最大保管量 5.2㎡

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住所 神奈川県相模原市中央区宮下本町三丁目28番14号
氏名 株式会社旭商会
(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 浦部 大輔

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

山梨県知事 長崎 幸太郎



許可の年月日 令和4年8月19日

許可の有効年月日 令和11年8月18日

1 事業の範囲

特別管理産業廃棄物の種類	<ul style="list-style-type: none">・廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）・廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。）・廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。）・感染性産業廃棄物・特定有害産業廃棄物（詳細は裏面のとおりに）
積替え保管の有無	無し

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

無し

3 許可の条件

無し

4 許可の更新・変更の状況

平成 5年 8月 19日	新規許可
令和 4年 9月 27日	許可の更新
令和 6年 7月 4日	変更届（代表者の変更）

5 積替え許可の有無

有 無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有 無

含有する有害物質名	廃棄物の種類						
	鉱さい	ばいじん	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ
アルキル水銀化合物	-	-	-	-	-	-	-
水銀又はその化合物	-	-	-	-	-	-	-
カドミウム又はその化合物	-	-	-	○	-	○	○
鉛又はその化合物	-	-	-	○	-	○	○
有機燐化合物	-	-	-	-	-	-	-
六価クロム化合物	-	-	-	○	-	○	○
砒素又はその化合物	-	-	-	○	-	○	○
シアン化合物	-	-	-	○	-	○	○
PCB	-	-	-	-	-	-	-
トリクロロエチレン	-	-	-	○	○	○	○
テトラクロロエチレン	-	-	-	○	○	○	○
ジクロロメタン	-	-	-	○	○	-	-
四塩化炭素	-	-	-	○	○	-	-
1, 2-ジクロロエタン	-	-	-	○	○	-	-
1, 1-ジクロロエチレン	-	-	-	○	○	-	-
シス-1, 2-ジクロロエチレン	-	-	-	○	○	-	-
1, 1, 1-トリクロロエタン	-	-	-	○	○	-	-
1, 1, 2-トリクロロエタン	-	-	-	○	○	-	-
1, 3-ジクロロプロペン	-	-	-	○	○	-	-
チウラム	-	-	-	○	-	-	-
シマジン	-	-	-	○	-	-	-
チオベンカルブ	-	-	-	○	-	-	-
ベンゼン	-	-	-	-	-	-	-
セレン又はその化合物	-	-	-	-	-	-	-
1, 4-ジオキサン	-	-	-	-	-	-	-
ダイオキシン類	-	-	-	-	-	-	-

(注) 表中の「○」は取り扱うことができるものを、「-」は取り扱うことができないものを示す。

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 神奈川県相模原市中央区宮下本町三丁目28番1
4号
氏 名 株式会社旭商会
代表取締役 浦部 大輔

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県飛騨県事務所長 森 祥一



許可の年月日 令和 3年 7月 9日
許可の有効年月日 令和10年 7月 4日

1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

腐食性廃酸（廃バッテリーに含まれるものに限る。）、特定有害汚泥（鉛を含むもの）、特定有害廃酸（カドミウム、鉛、砒素を含むもの、廃バッテリーに含まれるものに限る）

以上 3種類

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成16年 7月 5日 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（新規）
平成21年 7月 5日 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（更新）
平成22年 4月 9日 特別管理産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）
平成26年 7月 5日 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（更新）（優良認定）
令和 元年10月 2日 特別管理産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）
令和 3年 7月 9日 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（更新）（優良認定）
令和 3年 8月11日 特別管理産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）
令和 6年 7月 4日 特別管理産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）

5 積替え許可の有無 有 ・ 無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 神奈川県相模原市中央区宮下本町三丁目28番14号
氏名 株式会社 旭商会
代表取締役 浦部 大輔

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事 鈴木 康友



許可の年月日 令和5年3月11日

許可の有効年月日 令和12年3月10日

1. 事業の範囲

事業の区分
特別管理産業廃棄物の種類

収集運搬（積替え及び保管行為を除く）
引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、特定有害廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むものに限る。）、特定有害汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、チウラム、シマジン、セレン又はその化合物を含むものに限る。）、特定有害廃酸（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。）、特定有害廃アルカリ（水銀又はその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物を含むものに限る。）

以上 34品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当しない

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成11年	3月11日	新規許可
平成16年	3月11日	更新許可
平成21年	3月12日	更新許可
平成28年	3月29日	更新許可
令和5年	3月16日	更新許可
令和6年	6月12日	代表者変更

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

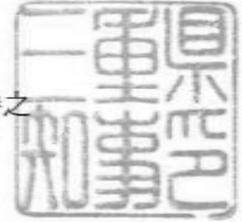
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住所 神奈川県相模原市中央区宮下本町三丁目28番14号
氏名 株式会社旭商会
代表取締役 浦部 大輔

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 一見 勝之



許可の年月日 令和5年2月1日
許可の有効年月日 令和11年12月21日

1. 事業の範囲

(積替え・保管を除く。)

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

特定有害燃え殻(鉛又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。)、特定有害汚泥(水銀又はその化合物、鉛又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、セレン又はその化合物を含むものに限る。)、特定有害廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパンを含むものに限る。)、引火性廃油、特定有害廃酸(ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、セレン又はその化合物を含むものに限る。)、腐食性廃酸、特定有害廃アルカリ(砒素又はその化合物、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、セレン又はその化合物を含むものに限る。)、腐食性廃アルカリ、特定有害鉱さい(鉛又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。)、特定有害ばいじん(鉛又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。)、感染性産業廃棄物 以上64種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成17年12月22日	新規許可	平成31年1月4日	変更許可
平成22年12月22日	更新許可	令和6年7月4日	代表者の変更届による書換
平成30年1月15日	更新許可		

5. 積替え許可の有無

市名

無

許可番号

—

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有